

## 収入算定表 (若者住宅を除く)

1. 総所得金額

本人分	円
配偶者分	円
同居親族分	円
合計	円

2. 控除額

380,000円 ×	人 =	円	※1
円 ×	人 =	円	※2
円 ×	人 =	円	
合計		円	

※1 人数は本人を除く入居予定者数

※2 ~ 下記該当者について380,000円に上乗せする。

老人配偶者控除(70歳以上)	10万円/人
老人扶養親族控除(70歳以上)	10万円/人
特定扶養親族控除(扶養親族のうち16歳以上23歳未満)	20万円/人
寡婦(夫)控除(所得者本人でその者の所得金額が27万円未満のものは、その当該所得金額)	27万円
身体障害者(入居者のうち)	27万円
特別身体障害者(入居者のうち)	40万円

3. 収入とならないもの

遺族が受ける恩給・年金等、生活保護法による扶助料、雇用保険法による失業給付、福祉年金等社会保障に類する収入。

4. 収入認定額 (当該世帯の収入)

( 総所得金額 ) - ( 所得控除額 )

12

= 円

・該当あり

(政令月収)

1. 一般世帯の収入基準

158,000円以下

2. 高齢者世帯・障害者世帯等の収入基準

214,000円以下

・該当なし

[1,2の金額を超えると申し込み資格がありません]